

高齢者いきいき甲府プラン及び甲府市成年後見制度利用促進基本計画 策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

高齢者いきいき甲府プランは、老人福祉法第20条の8に基づく「甲府市高齢者保健福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「甲府市介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「認知症施策推進計画」を一体的に策定したものである。本業務委託は、令和9年度を初年度とする新たな「高齢者いきいき甲府プラン（令和9年度から令和11年度）」及び関連計画である「第4次甲府市成年後見制度利用促進基本計画」に関する基礎調査と、策定に係る支援業務を一括して委託するにあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集して一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

高齢者いきいき甲府プラン及び甲府市成年後見制度利用促進基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「高齢者いきいき甲府プラン及び甲府市成年後見制度利用促進基本計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、計画策定支援の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行ったうえで決定する。

(3) 納入場所

甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

※債務負担行為に基づく複数年（令和7年度、8年度の2か年）契約とする。

(5) 提案上限額

令和7年度及び令和8年度の合計額 金16,334千円を上限とする。

（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

令和7年度 8,911千円

令和8年度 7,423千円

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (7) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、官公庁が発注した福祉の分野におけるアンケート調査の分析を踏まえた計画策定等の支援業務を受託し、完了した実績があること。なお、実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、各書類の作成にあたっては、必ず仕様書及び別紙「高齢者いきいき甲府プラン及び甲府市成年後見制度利用促進基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領」を遵守すること。

(1) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	公募型プロポーザル 参加申込書	<第1号様式>
イ	業務実績書	<第2号様式>
ウ	業務実施体制調書	<第3号様式>
エ	誓約書	<第4号様式>
オ	企画提案書	任意様式 企画提案書に記載されている内容は仕様書の記載の有無に関わらず実施義務を負うこととなることに留意すること。
カ	業務工程表	任意様式

キ	参考見積書	任意様式
---	-------	------

(2) 提出部数

正本１部、副本７部（正本をコピーしたもの）、ＣＤ－Ｒ（ＤＶＤ－Ｒ）１枚（上記（１）の電子データを格納したもの）

(3) 提出方法

持参又は郵送等

なお、持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までとする。

(4) 提出期限

令和７年１０月３日（金）午後５時までとする。（持参、郵送等ともに必着）

(5) 提出先

「14 連絡先」に提出すること。

5 公募に対する質問

当該委託業務の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書＜第5号様式＞

(2) 提出方法

質問書を「14 連絡先」にある電子メールにて提出すること。

(3) 受付期間

公募開始の日から令和７年９月２６日（金）正午までとする。

(4) 回答方法

令和７年９月３０日（火）までに甲府市ホームページへ掲載する。

6 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

本業務の受託者選考に当たっては、「優先交渉権者選考審査基準」に基づき、本市の職員で構成する「高齢者いきいき甲府プラン及び甲府市成年後見制度利用促進基本計画策定支援業務受託者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選定する。

なお、別紙「本件提案に係る接触の禁止について」のとおり、本件提案に関し影響を及ぼす恐れのある関係者への接触を禁止するので留意すること。

(2) 審査

書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和７年１０月１６日（木）（詳細は別途通知する。）

イ 出席者

3名以内とし、業務実施体制調書に記載された管理責任者は必ず出席すること。

ウ 実施方法

プレゼンテーションを20分以内とし、その後、質疑応答を20分程度行う。

なお、プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコンやケーブルの接続端子の変換機等の機器は企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。

エ 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページへ掲載する。

オ 議事録の提出

プロポーザル参加者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を翌日までに「14 連絡先」にある電子メールにて提出すること。

カ その他

審査は非公開とする。

(3) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うこととする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その合計点が満点の6割以上であれば、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

なお、協議についての議事録は、交渉権者において作成する。

7 契約及び支払方法

上記受託者は、本市と契約を締結し受託業務を実施する。なお、本市は、各年度の業務完了後、検査を経て、年度ごとの委託料を受託者に支払うこととする。

8 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合

(4) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

9 参加申込等に要する経費

参加申込及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

11 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届＜第6号様式＞を提出すること。

12 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮し、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

13 スケジュール

内容	期日
プロポーザルの公募開始	令和7年 9月17日（水）
質問受付期間	令和7年 9月26日（金）正午まで
質問と回答の公表	令和7年 9月30日（火）
参加に係る必要書類の提出期限	令和7年10月 3日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年10月16日（木）
審査結果の通知発送及び公表	令和7年10月20日（月）
優先交渉権者との契約交渉	令和7年10月下旬予定
契約手続	令和7年11月上旬予定

14 連絡先

甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5473

FAX：055-236-0118

E-mail：kaigohoken@city.kofu.lg.jp